

○新見公立大学入試作問委員会規程

平成22年4月1日

規程第9号

改正 平成30年6月1日規程第9号

平成31年4月1日規程第9号

令和3年4月1日規程第9号

(設置)

第1条 新見公立大学（以下「本学」という。）における入学試験の作問及び問題の管理を円滑に実施し、その公平性を確保することを目的として、入試区分又は教科・科目等（小論文を含む。以下同じ。）ごとに、新見公立大学入試作問委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、入試主任1人、入試副主任若干人及び各教科・科目等を担当する作問委員で構成し、委員長は、入試主任をもって充てる。

(入試主任の選任等)

第3条 入試主任及び入試副主任は、本学の教員の中から入試課題検討委員長の推薦により学長が委嘱する。

2 作問委員は、本学の教員又は学外の有識者の中から入試課題検討委員長の推薦により学長が委嘱する。

3 入試主任、入試副主任及び作問委員の任期は、委嘱を受けた期日から当該年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、入試主任及び入試副主任は、次期の入試主任及び入試副主任が委嘱されるまでは、引き続きその職務を遂行するものとし、作問委員は、任期終了後においても、自らが作成した問題に関して疑義が生じた場合には、入試主任の指示により、その解決に協力する義務を負うものとする。

4 入試主任、入試副主任及び作問委員に欠員を生じた場合には、学長は、速やかにこれを補充する。

5 学長は、職務に関する義務違反、不適切な行為、疾病その他の事由により、入試主任、入試副主任及び作問委員の委嘱を解くことができる。入試副主任及び作問委員に関しては、入試主任の申出に基づくことを原則とする。

(非公開の原則)

第4条 入試主任、入試副主任及び作問委員の氏名並びに委員会における協議内容は、これ

を開示しないものとする。ただし、入試課題検討委員会が、入学試験の運営に必要と認め る場合は、この限りでない。

- 2 入試主任、入試副主任及び作問委員は、職務上知り得た秘密について、これを保持する 義務を負う。任期終了後においても同様とする。

(職務)

第5条 入試主任は、入学試験問題作成、問題原稿、印刷工程、校正作業の管理及び開示以 前の問題冊子の管理、正解例の取扱い、採点表及び成績表の管理に関して、これを監督し、 必要な指示を与えるものとする。

- 2 入試主任は、必要により、委員会を招集してその議長となる。
3 入試副主任は、入試主任の命により、入試主任の職務を補佐する。
4 作問委員は、入試作問要領に基づいて、入試問題を作成し、採点し、又は必要により正 解例を作成する。

(問題の著作権)

第6条 入学試験の問題及び正解例の著作権は、他の著作物を利用した部分を除き、公立大 学法人新見公立大学に帰属するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課において所掌する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日規程第9号）

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程第9号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第9号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。